

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域……………

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一

○保安林の指定施業要件の変更予定……………

……………(産業労働局農林水産部森林課)……………一

告示(選)

○個人、政党及び政党等演説会場の指定……………二

……………二

○個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し……………三

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………三

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三

……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………三

○住民監査請求に係る監査結果の公表……………四

……………(東京都監査委員)……………四

告示

●東京都告示第千四百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す

る。

平成二十八年八月十八日

東京都知事 小池 百合子

対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

平成二十八年七月二十日

世田谷区駒沢公園六百八十二番二、七百五十二番、七百六十一番、七百六十五番、七百六十六番、七百七十七番、七百七十九番から七百八十二番まで、七百八十四番から同番三まで、七百八十七番から同番三まで、七百九十九番一から同番三まで、同番五、八百七十一番、同番二、八百六十五番三、八百七十一番二、八百九十番、八百九十六番、八百九十三番三、九百四十番一、九百四十三番一、九百四十四番、九百四十八番、九百四十九番一、九百五十四番一、九百五十六番一、三千三百九十七番から三千四百番まで、三千四百一十一番、同番二、三千四百五番四、三千四百二十番一、三千四百二十五番一、同番二、同番七、三千四百二十六番、三千四百二十八番、三千四百二十九番、三千四百三十一番から三千四百三十四番まで、三千四百三十六番から三千四百四十一番まで、三千四百四十二番一、三千四百四十三番、同番二、駒沢一丁目三千四百二番、目黒区八雲五丁目二百五十五番、千二百六十二番、千二百六十三番、千二百九十三番二、千三百番一並びに東が丘二丁目九番一から同番四までの各一部、同番五並びに千二百二十三番一及び同番二の各一部、千二百二十四番、千二百三十番、千二百三十四番から千二百三十七番まで、千二百三十八番一、千二百四十三番一、同番三、千三百一十一番一、同番三、同

番四及び千三百五番二の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎二十四階中央)

●東京都告示第千四百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年八月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市・八王子市・西多摩郡日の出町・同郡奥多摩町・同郡檜原村(以上二市二町一村について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第百六十一条第一項第三号(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第百六十一条第三項の規定により報告があつた。

平成二十八年八月十八日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成28年6月14日	豊島区選挙管理委員会	豊島体育館	豊島区要町三丁目47番8号

●東京都選挙管理委員会告示第百十二号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があつた。

平成二十八年八月十八日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成28年6月21日	葛飾区選挙管理委員会	旧松上小学校体育館	葛飾区西新小岩四丁目18番1号
平成28年6月21日	葛飾区選挙管理委員会	旧松上小学校会議室	葛飾区西新小岩四丁目18番1号

●東京都選挙管理委員会告示第百十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年八月十八日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称	所 在 地
アリア高輪	港区高輪四丁目六番二十三号
特別養護老人ホーム 生寿園	大田区萩中二丁目三番十号
トラストガーデン常磐松	渋谷区東四丁目四番十号
特別養護老人ホーム 池袋桑の実園	豊島区東池袋五丁目三十九番十八号
平成扇病院	足立区扇三丁目二十六番五号
介護老人保健施設 あさひ	足立区保木間四丁目四十一番十二号
介護老人保健施設 葵の園・椿	足立区椿二丁目三番一号
東京都立小児総合医療センター	府中市武蔵台二丁目八番地二十九
介護専用型有料老人ホーム エクセレント町田	町田市常磐町二千九百五十五番地一

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年八月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年六月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人環太平洋学生キャンプ
- 三 代表者の氏名
高原 克行
- 四 主たる事務所の所在地
東京都杉並区西荻南二丁目十二番九号
- 五 定款に記載された目的
1 青少年同士のふれ合いを通じて国際理解を深めること及び海外の青少年に「素顔の日本」を体験させ、現状を正しく認識させることを目的とする。
2 環太平洋地域から集まった青少年に、雄大な自然環境のもとで、組織的なキャンプを経験させ、共同生活を通じて「友情、協力、奉仕」の精神の体得をはかり、人間形成に役立たせることを目的とする。
3 参加青少年の間で、各学校の生活について意見を交

<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地球こどもクラブ</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Our Planet TV</p> <p>三 代表者の氏名 白石 草</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区猿樂町二丁目二番三号 NSビル二〇二号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、従来のマスメディアでは放送されにくい、市民の視点に立った情報を収集し、映像を媒体としてインターネットやそのほかでできる方法で発信することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Our Planet TV</p> <p>三 代表者の氏名 白石 草</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区猿樂町二丁目二番三号 NSビル二〇二号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、従来のマスメディアでは放送されにくい、市民の視点に立った情報を収集し、映像を媒体としてインターネットやそのほかでできる方法で発信することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地球こどもクラブ</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人くわの美</p> <p>三 代表者の氏名 内野 美千代</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都武蔵村山市本町一丁目五十番地の一</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、赤ちゃんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等の支援、調査研究、政策提案等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本医療教育プログラム推進機構</p> <p>三 代表者の氏名 黒川 清</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都品川区大崎一丁目十九番十号 大崎Kビル六F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、医療教育に関する調査研究事業、医療教育に関する普及啓発活動、講習会やセミナー等による教育支援事業を行うことにより、医療サービスの質の高揚を通じて、医療または福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本医療教育プログラム推進機構</p> <p>三 代表者の氏名 黒川 清</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都品川区大崎一丁目十九番十号 大崎Kビル六F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、医療教育に関する調査研究事業、医療教育に関する普及啓発活動、講習会やセミナー等による教育支援事業を行うことにより、医療サービスの質の高揚を通じて、医療または福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人くわの美</p> <p>三 代表者の氏名 内野 美千代</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都武蔵村山市本町一丁目五十番地の一</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、赤ちゃんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等の支援、調査研究、政策提案等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本医療教育プログラム推進機構</p> <p>三 代表者の氏名 黒川 清</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都品川区大崎一丁目十九番十号 大崎Kビル六F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、医療教育に関する調査研究事業、医療教育に関する普及啓発活動、講習会やセミナー等による教育支援事業を行うことにより、医療サービスの質の高揚を通じて、医療または福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果（平成28年7月14日付け請求人に通知）を次のとおり公表する。
平成28年8月18日

- | | | |
|---------|-----|------|
| 東京都監査委員 | 山 加 | 宋 美 |
| 東京都監査委員 | 吉 倉 | 正 美 |
| 東京都監査委員 | 友 渕 | 宗 治 |
| 東京都監査委員 | 岩 田 | 喜 美枝 |
| 東京都監査委員 | 松 本 | 正 一郎 |

※ 報告書内の記載に関する注意事項
外添前知事を指す場合は、表記を一律に「前知事」とした。

第 1 請求の受付

1 請求人

世田谷区松原四丁目37番6号 後藤 雄一

2 請求の提出

平成28年5月23日

3 請求の内容

(1) 主張事実

週刊文春が「外添都知事が公用車で温泉地別荘通い」と報じた。

その後、朝日新聞/2016.5.21には、「49回中44回自宅経由か」との見出しで、『都庁舎と湯河原は、移動に約1時間半程かかる。都総務課は「物を取りにくいなどであれば運用の範囲内」と説明。だが運転日誌によると、都庁舎―世田谷区―湯河原の経路をたどった少なくとも31回について、公用車が世田谷区に着いてから湯河原で外添氏を下ろして出発するまで、2時間半～4時間40分かかっていた』と報じている。

上記報道によれば、外添前知事は湯河原の別荘に行く途中、「31回は、自宅に1時間～3時間程いた」ことになる。

つまり、世田谷の自宅に帰宅し1時間～3時間も過ぎたことは公務(公的活動)が終了し、「私的活動」に入っていることを意味する。

当然、外添前知事が私的活動中に公用車を使い湯河原の別荘に出かけたことは、「公用車の私的使用」に当たる。

(2) 措置請求

上記31回分の、都知事公用車運転手の人件費(残業代・出張費も含む)、高速道路代、ガソリン代、公用車の諸経費等を外添前知事に請求するよう求める。

4 請求の要件審査

本件請求において、請求人は、平成27年5月から約1か年の間に前知事が都庁から世田谷区を經由し神奈川県湯河原町に行った31回は、自宅に1時間から3時間程いたこととなり「私的活動」に入っていることを意味するため、私的活動中に公用車を使用し、湯河原の別荘に出かけた経費について、都は前知事に対する不当利得返還請求権(以下「本件債権」という。)の行使を怠っているとして、本件債権の行使を求められているものと解される。

しかしながら、昭和62年2月20日最高裁判例によれば、「特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基ついで発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としてしている監査請求であるときは、怠る事実に係る請求権の発生原因たる財務会計行為のあった日又は終わった日を基準として地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第2項を適用すべきものと解するのが相当である」としている。

このことから、平成27年5月22日以前の本件債権の不行使については、法第242条第2項に定める請求期間の1年を経過しているため、平成27年5月23日から約1年の間の本件債権の不行使について、法第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成27年5月23日から約1年間に、前知事が都庁から世田谷区を経由し神奈川県湯河原町にある別荘に向かった知事専用車の経費について、都は前知事に対し、不当利得返還請求権の行使を怠っている事実があるか否かを監査対象とする。

2 監査対象局

財務局を対象とした。
政策企画局に対して関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から、平成28年6月1日付け陳述書の提出のみとする旨の申し出があった。

陳述書において、請求人は、当初請求書に記載していた措置請求の内容を明確にするとし、「舛添前都知事の本人から、不当利得した上記31回分の、都知事公用車運転手の人件費（残業代・出張費も含む）、高速道路代、ガソリン代、公用車の諸経費等を返還させるよう求める。」とした。

また、平成28年6月23日、監査対象局職員の陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 知事専用車について

ア 都の庁有車は、東京都自動車の管理等に関する規則（以下「本件管理規則」という。）第1条で、公務を行うために使用することが記載されている。

イ 知事は、本件管理規則第9条第1項により、乗用車を専用するものとされ、専用の車（以下「知事専用車」という。）が配車されている。

ウ 知事専用車は、本件管理規則第8条により、使用時間の適用が除外されている。また、財務局庁有車管理要綱（以下「本件管理要綱」という。）第8条第2項では、休日であっても運行することができると定められている。

エ 知事専用車の使用手続については、本件管理要綱第9条第2項に定められており、専用車利用者は、原則として、運転指示書により運転者に指示するとされ、休日に専用車を使用する場合は、これとは別に休日使用届を庁有車管理者（財務局経理部総務課長）に提出するとされている。

しかしながら、財務局によると、知事専用車を利用する1か月から数週間前の時点から政策企画局秘書課との間で予め日程等を確認することなどにより、綿密に専用車の運行計画を調整し、さらに随時の日程の変更に對しても緊密に連携をとることで対応する必要があるため、個別の運転指示書及び休日使用届の対象とはしていないとしている。

(2) 知事専用車の運転日誌について

ア 庁有車の運転者は、本件管理規則第11条第1項により、運転終了後に、運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他必要な事項を運転日誌に記載し、庁有車管理者に提出することとされており、知事専用車についても運転日誌が作成されている。

イ 知事専用車の運転日誌（以下「本件運転日誌」という。）によれば、監査対象期間（平成27年5月23日から約1年間）のうち、知事専用車の運行経路が「都庁―世田谷区―湯河原町」であったのは、表1にある日付の運行であり、その回数は29回であった。また、当該日付の「知事週間日程予定表」（以下「予定表」という。）に記載されている知事の最後の予定は、表1「最後の予定」欄に記載されておりであった。

(表1)

通番	日付	出発		所要時間*	到着		最後の予定
		時間	場所		時間	場所	
1	平成27年 6月12日(金)	14:40	都庁	4:05	15:05	世田谷区	14:00～定例記者会見
		19:10	湯河原町				
2	6月19日(金)	14:30	都庁	2:30	15:00	世田谷区	14:00～定例記者会見
		17:30	湯河原町				
3	6月26日(金)	15:15	都庁	3:40	15:40	世田谷区	14:50～面会(サ・ハ)担当大臣)
		19:20	湯河原町				
4	7月3日(金)	14:35	都庁	2:30	15:00	世田谷区	14:00～定例記者会見
		17:30	湯河原町				
5	7月10日(金)	15:30	都庁	-	15:55	世田谷区	16:00～二子玉川ライズ*完成披露祝賀会
		-	湯河原町				
6	7月17日(金)	14:40	都庁	3:05	15:05	世田谷区	14:00～定例記者会見
		18:10	湯河原町				
7	9月18日(金)	15:00	都庁	2:30	15:30	世田谷区	本会議終了後～永年在職議員表彰状伝達式
		18:00	湯河原町				
8	9月25日(金)	14:35	都庁	4:00	15:00	世田谷区	14:00～定例記者会見
		19:00	湯河原町				
9	10月2日(金)	14:50	都庁	2:30	15:15	世田谷区	14:00～定例記者会見
		17:45	湯河原町				
10	10月9日(金)	15:20	都庁	3:10	15:45	世田谷区	15:00～面会(文部科学大臣)
		18:55	湯河原町				
11	10月16日(金)	14:35	都庁	2:50	15:00	世田谷区	14:00～定例記者会見
		17:50	湯河原町				
12	10月23日(金)	14:45	都庁	2:35	15:10	世田谷区	14:00～定例記者会見
		17:45	湯河原町				
13	11月6日(金)	15:35	都庁	4:15	16:00	世田谷区	15:00～定例記者会見
		20:15	湯河原町				
14	11月20日(金)	14:45	都庁	4:10	15:10	世田谷区	14:00～定例記者会見
		19:20	湯河原町				
15	12月4日(金)	14:30	都庁	3:50	15:00	世田谷区	14:00～定例記者会見
		18:50	湯河原町				

通番	日付	出発		所要時間*	到着		最後の予定
		時間	場所		時間	場所	
16	12月11日(金)	14:35	都庁	3:50	15:00	世田谷区	14:00～定例記者会見
		18:50	湯河原町				
17	平成28年 1月8日(金)	14:30	都庁	4:15	14:55	世田谷区	14:00～定例記者会見
		19:10	湯河原町				
18	1月15日(金)	14:50	都庁	4:00	15:15	世田谷区	14:00～定例記者会見
		19:15	湯河原町				
19	1月22日(金)	14:35	都庁	3:50	15:00	世田谷区	14:00～定例記者会見
		18:50	湯河原町				
20	1月29日(金)	14:35	都庁	4:30	15:00	世田谷区	14:00～定例記者会見
		19:30	湯河原町				
21	2月5日(金)	14:35	都庁	4:00	15:00	世田谷区	14:00～定例記者会見
		19:00	湯河原町				
22	2月12日(金)	14:35	都庁	4:10	15:00	世田谷区	14:00～定例記者会見
		19:10	湯河原町				
23	2月19日(金)	14:35	都庁	4:05	15:00	世田谷区	14:00～定例記者会見
		19:05	湯河原町				
24	2月26日(金)	14:40	都庁	4:15	15:05	世田谷区	14:00～定例記者会見
		19:20	湯河原町				
25	3月4日(金)	14:45	都庁	3:50	15:10	世田谷区	14:00～定例記者会見
		19:00	湯河原町				
26	3月25日(金)	15:35	都庁	3:10	16:00	世田谷区	15:30～局長兼内示(新任)
		19:10	湯河原町				
27	4月1日(金)	14:50	都庁	3:30	15:15	世田谷区	14:00～定例記者会見
		18:45	湯河原町				
28	4月8日(金)	14:40	都庁	4:10	15:05	世田谷区	14:00～定例記者会見
		19:15	湯河原町				
29	4月22日(金)	14:35	都庁	4:40	15:00	世田谷区	14:00～定例記者会見
		19:40	湯河原町				

*所要時間 経由地到着から目的地出発までの時間

(3) 知事専用車の運用ルールについて

財務局によれば、具体的な運用に関しては、本件管理規則及び本件管理要綱には特段の記載はないものの、本件管理規則第1条に「公務を行うために東京都が使用する庁有車」とあるとおり、専用車の使用は公務を行うためのものであり、移動先が移動元のどちらかが公務であることを前提に運用しているとのことであった。また、実際の使用に当たっては、知事の広範かつ重要な職責から使用目的や形態も多岐に亘るため、個々具体的なケースで判断しており、その積み重ねの内容をルールとしているとの説明があった。

(4) 都庁、湯河原町間の所要時間について

財務局に確認したところ、都庁、湯河原町間の所要時間は2時間程度と推測されることであった。

(5) 前知事の自宅について

前知事の自宅は、前知事が代表を務める政治団体の事務所を兼ねている。

(6) 知事専用車における知事と連絡がとれる態勢について

知事専用車には、移動中の知事と常に連絡が取れる態勢を取るために緊急時に優先的に回線を利用することが可能な公用携帯電話のほか防災無線電話、車載電話が設置されている。

2 監査対象局の説明

平成28年6月23日に行った監査対象局職員の陳述の内容及び監査委員からの質問に対する回答は、次のとおりであった。

(1) 陳述の内容

財務局経理部総務課では、本件管理規則に基づき、公営企業等の所管分を除き、庁有車の運行管理をしている。今回の監査の対象となっている庁有車は、知事専用車である。

知事は、都を統轄してこれを代表し、その事務を管理してこれを執行する、広範かつ重要な地位及び職責を有している。この地位及び職責を全うするため、機動的な交通手段を確保するとともに、移動時にあっても常に知事と連絡がとれる態勢になければならないとの観点から、本件管理規則第9条第1項に基づき知事専用車を制度化している。

知事専用車の運行手続については、次のとおりである。

・ 専属運転手は、知事就任時に財務局経理部総務課で決定する。

・ 専属運転手は、知事の指示に従い、知事専用車を運行する。

運行状況については、運転日誌等により、財務局経理部総務課が管理している。本件に関する請求人の主張は、平成28年5月21日付けの朝日新聞記事をもとに、舛添前知事が「湯河原への別荘に行く途中」に「31回は、自宅に1時間～3時間程いた」と主張し、これをもとに「世田谷区の自宅に帰宅し1時間～3時間も過ごしたことは公務（公的活動）が終了し、『私的活動』に入っている」から、舛添前知事は「公用車の私的使用」を行っているとして、世田谷区一湯河原町間の31回分の都知事公用車運転手の人件費等に相当する額を、舛添前知事に対し、当該損害金に相当する金額を弁済する措置を求める。というものである。

これに対し、朝日新聞社に対して平成28年5月12日付けで開示した知事専用車に係る運転日誌の運行区間の欄には、公務地である都庁から目的地である湯河原町への運行途上に「世田谷区」と立ち寄りの記載のある記録は複数存在する。

しかし、当該日誌は、庁有車の維持管理を目的として作成しており、使用時間欄等の記録は公務地である都庁の出発・帰着時間、最初に立ち寄った世田谷区の到着時間、及び目的地である湯河原町からの出発時間、そして、この間に要した時間数及び走行距離（キロ）に限定されている。このため具体的な立ち寄り場所や所要時間など、使用者の詳細な行動の記録を示すものではない。

一方、請求人がいう「31回は、自宅に1時間～3時間程いた」とし、『私的活動』に入っていたとする主張は、「自宅～湯河原の移動とみなされれば」等の記述に示される、推測に基づく可能性を論じた朝日新聞の平成28年5月21日付け記事をもとに、さらに推測を重ねたものと思われるが、自宅にいたとする時間や「私的活動」と主張する具体的な根拠は示されていない。すなわち、請求人の主張は、新聞記事を元にした推論であり、理由がないものと考ええる。

財務局としては、都知事専用車を含む局所管の専用車について、使用者の指示に基づき、その重要な職責を全うし、各所への移動時に常に連絡がとれるよう、引き続き適正な運行管理に努めていく。

(2) 監査委員からの質問に対する回答

ア 運転日誌に記載のある「湯河原町」及び「世田谷区」の特定やそこでの滞在時間、家族の同乗の有無に関する質問に対し、財務局から以下の回答があった。既述のとおり、運転日誌は車両管理を目的とする記録であるため、専用車の

使用者から指示を受けた目的地や経由地の市区町村名等の記載はあるが、具体的な施設名や住所などの記載はなく、この記載内容を補完する他の文書や記録なども存在しないことは既に確認している。なお、客観的な資料等に拠るものではなく、また、対象とする送迎の期間が1年余りにわたるため、個別具体的な事実関係については覚えていないものの、世田谷の自宅を經由地とし湯河原の事務所を目的地としたケースでの当該経由地での停車時間は、概ね30分前後、長くても1時間程度であり、前知事の発言にもあるとおり、家族の同乗も無かったと思われる旨、職員から聴取している。

イ 本件管理規則、本件管理要綱に照らし、目的地に着くまでの立ち寄りに関する一般的な見解及び本件請求の立ち寄りに関する見解についての質問に対し、財務局から以下の回答があった。

(ア) 専用車による都庁など公務地との間の送迎に際して、使用者である知事の指示に基づき、いわゆる立ち寄り地である経由地を經由することは、目的地や経由地が自動車での移動を行うことに適した場所であれば、運用上の問題とならないと考えている。

(イ) 本件請求の立ち寄りについても、公務地から使用者の指示に基づき、いわゆる立ち寄り地である経由地を経て目的地に至る場合は、前知事からも発言のあった「移動元または移動先のどちらかが公務である。」ことに即しており、運用上の問題とはならないと考えている。

一律に所要時間の多寡自体をもって「私的使用」と断ずることは、不適切と考えるが、請求人の時間数等の主張は、朝日新聞の記事の推測を元に推測を重ねたものであり、さらに都の財務会計上の行為に関する特定なものなど、合理的根拠や客観性を欠き、理由のないものと考えている。

3 関係人調査

(1) 神奈川県湯河原町にある建物の位置付け
 政策企画局では、神奈川県湯河原町にある建物を、湯河原の事務所（以下「本件建物」という。）と把握しており、世田谷の自宅と同様に、前知事の送り届け先に当たるものと考えているとの説明があった。

(2) 知事専用車への同乗者について
 本件請求に係る知事専用車の運行経路において、知事専用車への家族の同乗を

政策企画局に確認したところ、同乗者に関する記録は無いことに加え、表1の運行に関しては、秘書は知事専用車に同乗しておらず不明であるとの回答があった。

(3) 世田谷区を經由する必要性と相当性について
 前知事が知事専用車で湯河原町に行く途中、世田谷区を經由する必要性と相当性について政策企画局の見解を求めたところ、「公務終了後に湯河原の事務所へ送り届ける際、通常、随行秘書等は同乗していないため、経由の必要性及び相当性にかかるとは把握していない。」ということであった。

(4) 庁外における前知事との連絡体制
 庁外における前知事との連絡体制について、政策企画局より以下のとおり説明があった。

- ・ 世田谷の自宅においては、災害時優先のNTT電話、防災無線電話、防災無線アラームが設置されている。
- ・ 本件建物においては、衛星携帯電話を設置している。
- ・ その他、屋外にいる場合においては、災害時優先の公用携帯電話を携帯している。

4 本件請求に関する平成28年第2回定例会本会議における前知事の答弁

前知事は、平成28年第2回定例会本会議代表質問（平成28年6月7日）において世田谷区に行く目的等について答弁を行っている。その答弁は、次のとおりであった。

(1) 世田谷区へ行く目的
 ア 週末に資料を読み込むなど、その週のまとめと、翌週の公務のための準備を行っていたことから、湯河原の事務所に行く際には、資料を整理し必要なものを持っていくために、一旦、世田谷の事務所に立ち寄ったものである。

イ 毎週末のように湯河原を訪問していたのは、公務の能率を上げていくためであった。

(2) 世田谷区の場合、頻度等について

ア 湯河原の事務所に行く際には、世田谷の事務所にかんがりの頻度で立ち寄っていたのは事実である。

イ 立ち寄り、都の公用車使用のルールに反していないとの認識であった。

(3) 家族の同乗について
公用車については、私は一人で行っており、家族はその他の手段で合流している。

5 判 断

本件請求において請求人は、前知事が都庁から世田谷区の自宅に1時間から3時間程いた後、神奈川県湯河原町の別荘に公用車で行ったことは、公用車の私的使用に当たると主張している。

このことから、前知事が世田谷区の自宅を經由し本件建物まで、知事専用車を使用したことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明、関係人調査及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

(1) 知事専用車の趣旨について

知事は普通地方公共団体の長であって、当該普通地方公共団体の統轄及び代表、その事務の管理及び執行、予算の調製及び執行、地方税の賦課徴収等を行うなど、広範かつ重要な職責を有している（法第139条、第147条から149条まで等）。

本件管理規則第9条第1項が知事に専用車を使用させることとしているのは、上記のような「知事が担う職責の性質、内容等に照らし、その職責を全うさせるため、知事について機動的な交通手段を確保するとともに、移動時であっても常に知事と連絡を取ることができるようにするなどの危機管理の観点からである」（平成20年2月8日東京地裁判決）と解される。

(2) 知事専用車の使用等について

「知事が担う職責の内容及び性質、本件管理規則が知事に知事専用車を使用させることとした趣旨及び目的、本件管理規則の具体的規定等に照らすと、知事専用車の使用の方法及び態様については、知事の合理的な判断に委ねられている」（平成20年2月8日東京地裁判決）と解される。また、「都知事による専用車の使用は、その使用態様や使用時間にかかわらず、原則として自動車管理規則に基づく正当なものといえることができるのであり、例外として、その使用がおよそ公務と関連しないものであることが明らかな場合に限り「違法となる」とと解され、「公用車の使用がおよそ公務と関連しないものであることが明らかであるか否かは、個々の使用ごとにその必要性と相当性に照らして判断すべき」（平成20年2月26日東京地裁判決）と考える。

(3) 本件建物まで知事専用車を使用することについて

平成20年2月8日の東京地裁判決によれば、「自宅への送迎における知事専用車の使用は、公的活動と私的活動との切替え時においても、機動性を確保し、危機管理を徹底しようとするものであるから、その使用は合理性を有するといえるところ、自宅への送迎でなくとも、公的活動と私的活動との切替え時における合理的な方法及び態様で知事専用車を使用することは、機動性の確保及び危機管理の徹底の観点から、知事専用車が設けられた趣旨及び目的にかなうものである」としている。

本件建物は、前知事にとって世田谷区にある自宅同様、前知事の活動の一つの拠点と考えられ、前知事が私的な日常活動の拠点とするのに不適当な場所といえず、執務場所である都庁からの所要時間も片道2時間程度であることを考慮すると、社会通念上、自動車を利用して移動する距離として長すぎるものとはいえない。

よって、本件建物まで知事専用車を使用したことは、本件管理規則で定める専用車使用の趣旨を逸脱したものとは認められない。

(4) 本件建物に行く途中知事専用車で世田谷区を經由したことについて

目的地向かう途中知事専用車で事務所へ立ち寄ったことに関し、平成20年5月28日の東京高裁判決では、「知事の職責は、都政全般にわたる広範なものであり、時間や場所を問わないものであって、知事としての活動は、非公式なものを含めた多種多様な形態を取るものと考えられるから、その活動が都庁舎内のみで行われるとか、日報に記載されたものに限られるとかいったものでないことは明らかである。」とした上で、当該事務所が「知事の活動の一つの拠点と考えられることからすれば」、「一旦同事務所に立ち寄ったのも、公的活動の一環と推認できこそすれ、これが知事としての立場を離れた私的生活領域内での行動であったということではできない。」としている。

本件において前知事は、世田谷区にある自宅を經由しているが、前知事の自宅が、前知事が代表を務める政治団体の事務所を兼ねていること及び知事の職責やその活動の態様については前述の判決のとおりであることを考えると、世田谷区の自宅に立ち寄ったことをもって、その後の前知事の行動が、知事としての立場を離れた私的生活領域内での行動であったとまでは言えない。

本件における立ち寄りの必要性と相当性に関しては、財務局の説明によれば、

前知事の自宅での滞在時間は、概ね30分前後、長くても1時間程度であり、世田谷区の自宅に立ち寄り後、知事専用車で本件建物まで移動するに際し、家族の同乗も無かったと思われることであった。また、前知事は、世田谷区への立ち寄りの目的について、本件建物で資料を読み込むなどその週のまとめと、翌週の公務のための準備を行っていたことから、資料を整理し必要なものを持っていくためと説明している。

これらのことを総合的に考えれば、本件における立ち寄りの必要性と相当性は無かったとまではいえない。

以上のことから、前知事が世田谷区の自宅を経由し本件建物まで、知事専用車を使用した前記表1の知事専用車の運行は、およそ公務と関連しない純然たる私用目的であったとまではいえず、違法・不当であるとして解することはできない。

なお、予定表にある公務終了後、前知事を本件建物まで送り届ける途中、世田谷区の自宅に立ち寄ったことについて、別項のとおり意見を付する。

6 結 論

(1) 結 論

前知事が都庁から世田谷区の自宅を経由し、本件建物に知事専用車で行った経費について、都は前知事に対する本件債権の行使を怠っていると請求人の主張には理由がない。

(2) 意 見

予定表にある公務終了後、世田谷区の自宅に立ち寄った後に本件建物まで知事専用車を使用したことは、違法・不当であるといえないものの、本件の運行は、前知事にとって帰路であることに加え、経由地が自宅であったことを鑑みると都民の理解は得難いと思われる。

財務局は、政策企画局と連携の上、知事専用車の厳格な運行に努められたい。

資料 (東京都職員措置請求書等)

〈請求の趣旨〉

1. 週刊文者が「舛添都知事が公用車で温泉地別荘通い」と報じた。
2. その後、朝日新聞/2016.5.21には、「49回中44回自宅経由か」との見出しで、『都庁舎と湯河原は、移動に約1時間半程かかる。都総務課は「物を取りに行くなどであれば運用の範囲内」と説明。だが運転日誌によると、都庁舎―世田谷区―湯河原の経路をたどった少なくとも31回について、公用車が世田谷区に着いてから湯河原で舛添氏を下ろして出発するまで、2時間半～4時間40分かかっていた』と報じている。
3. 上記報道によれば、舛添知事は湯河原の別荘に行く途中、「31回は、自宅に1時間～3時間程いた」ことになる。
4. つまり、世田谷の自宅に帰宅し1時間～3時間も過ぎたことは公務(公的活動)が終了し、「私的活動」に入っていることを意味する。
5. 当然、舛添知事が私的活動中に公用車を使い湯河原の別荘に出かけたことは、「公用車の私的使用」に当たる。
6. よって、上記31回分の、都知事公用車運転手の人件費(残業代・出張費も含む)、高速道路代、ガソリン代、公用車の諸経費等を舛添知事に請求するよう求める。

(原文のまま掲載)

事実証明書

朝日新聞記事 (平成28年5月21日)

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



この紙は、資源のすべ
 リサイクルできます。